

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

歌手名等からなる商標の審査の運用実態に関する  
調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

#### 4. 8 台湾

台湾では、同一名義人による重複登録を禁止する規定は設けられていないが、運用上そのような登録はしないとしている。この場合の同一性の範囲は、指定商品又は指定役務が完全に同一の場合のみである。

(1) 関連する商標法上の規定について

特に同一名義人による重複登録を禁止する規定は設けられていない。

(2) 審査基準上の取扱いについて

特に同一名義人による重複登録を禁止する規定は設けられていない。

(3) 審査での取扱いについて

(3-1) 拒絶の可能性

TIPO 及び出願代理人のいずれも、同一出願人が同一の商標について、同一の商品又は役務を指定して出願した場合、拒絶されるとしている。

なお、TIPO は、重複登録に関して、商標法又はその他の規則における禁止規定はないが、TIPO は原則として重複した商標権を付与せず、そのような商標登録出願は認められないとしている。なお、この理由で当該出願について登録が認められなかった場合、出願料は返還されると述べている。

(3-2) 拒絶となる出願態様について

TIPO 及び出願代理人のいずれも、先の出願又は登録に係る指定商品又は指定役務と、後願に係る出願の指定商品又は指定役務が完全に同一である場合、後願に係る出願は登録することはできないとしている。

したがって、先の出願又は登録に係る指定商品又は指定役務と、後願に係る出願の指定商品又は指定役務とが上位概念と下位概念の関係である場合や、先願に係る出願又は登録の指定商品又は指定役務の一部のみを出願した場合、逆に後願の指定商品又は指定役務に先願に含まれない商品がある場合は重複登録とはみなされない。

(4) 資料(条文等)

特になし。

各国比較一覧表

6. 精神拒絶(同一名義人による重複出願)

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	なし※1	なし※1	なし※1	なし	あり	なし	あり
2	適用条文	—	—	—	—	—	第10条	—	—※1
3	審査基準/ガイドライン適用箇	TMEP § 703	—	—	—	—	審査基準第30条	—	—※1
4	拒絶となる出願態様								
	(1) 先願(※1)と完全同一	×拒絶	—	—	—	—	×拒絶※1	—(連絡する)	×拒絶
	(2) 先願の指定商品等をすべて含み、新規の指定商品を追加	○登録	—	—	—	—	×拒絶※1	—	—
	(3) 先願の指定商品等の一部を含む	○登録	—	—	—	—	×拒絶※1	—	—
	(4) 先願の指定商品等の一部を含み、かつ新規の指定商品を追加	○登録	—	—	—	—	×拒絶※1	—	—
	(5) 先願と完全一致(指定商品が単一)	×拒絶	—	—	—	—	×拒絶※1	—(連絡する)	×拒絶
	(6) 先願の指定商品の上位概念の指定商品を記載	○登録	—	—	—	—	○登録	—	—
	(7) 先願の指定商品の下位概念の指定商品を記載	○登録	—	—	—	—	○登録	—	—
	(8) 複数ある先願の指定商品をそれぞれ記載	○登録	—	—	—	—	×拒絶※1	—(連絡する)	—
(9) その他	—	—	—	—	—	—	—	—	
5	同一名義人の重複登録により生じた問題事例の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
6	注釈 ※1:ここでいう「先願」は登録されたものを含む(以下同じ)	一つでも異なる商品又は役務が含まれれば異なる出願となる。表現が異なれば異なる出願となる。	※1:相対的な拒絶理由は審査しない。	※1:相対的な拒絶理由は審査しない。	※1:相対的な拒絶理由は審査しない。	—	※1:指定商品の名称が同一の場合のみ拒絶となる。この場合、重複する指定商品について拒絶となる。	重複登録となる場合、審査官は出願人にその旨を連絡するが、拒絶とはならない。	※1:禁止規定はないが、運用上登録は認めない。